

下水道使用料改定の必要性

下水道事業(汚水)は、公営企業として受益者である使用者からの使用料にて経費を賄い経営を行う独立採算制をとることが原則とされています。

那覇市の下水道使用料は、平成16年度に改定して以降、経営努力等により消費税改定以外では改定を行っていません。しかし、下水道事業の運営は、使用料のみによる収入では賄えないため、企業債(借金)や一般会計からの繰入金に頼っている現状があります。そのため、これまでの施設整備に伴う多額の企業債残高を抱えており、毎年、その償還(返済)を行う一方で、建設改良費にあてるため新たに企業債による借入も行っております。

この様な中、これまで整備した下水道施設の経年化に伴い増大する維持管理、改築や地震対策についても多額の資金が必要になることや、令和2年10月に県の流域下水道維持管理負担金が増額改定(年間約1億円)され費用増となりました。しかし、将来予想される人口減少等により今後は大きな収入増は見込めないと考えております。

下水道事業には、健全で持続可能な経営が求められることから、これまで経営努力を行ってきましたが、これらの状況を踏まえすと、下水道の県流域下水道維持管理負担金の増額への対応や企業債残高を減額していくために新たな企業債の抑制を図ること、経年化により今後、増大する下水道施設の維持管理や更新、地震対策などの施設整備を進めるため、下水道使用料の改定をすることが必要となっております。

改定(案)の内容

- ① 下水道使用料単価の改定。
- ② 基本水量の廃止。
- ③ 従量使用料の水量区分を細かい設定とする。
- ④ 使用料を内税方式から外税方式へ変更。

改定時期(案)

那覇市議会定例会での承認後、令和5年6月分の下水道使用料から適用
(請求は令和5年8月から予定)

■ **流域下水道維持管理負担金**とは、都道府県が建設、維持管理を行う流域下水道に対して、関連市町村が費用の一部を負担するもの。那覇市の汚水は、沖縄県の中部流域下水道である那覇浄化センターにて処理されており、汚水量に応じて維持管理負担金を支払っています。

下水道使用料金体系表の比較

現行の下水道使用料金体系と改定(案)の比較

(1ヵ月分、税抜き)

種別	区分	排出汚水量 (m ³)	使用料			
			現行	改定案	差額	
基本使用料			581円	512円	-69円	
従量使用料 (1m ³ につき)	1m ³ ～5m ³ まで		78円	10円	10円	
	6m ³ ～10m ³ まで			12円	12円	
	11m ³ ～15m ³ まで			86円	8円	
	16m ³ ～20m ³ まで			88円	10円	
	21m ³ ～25m ³ まで				10円	
	26m ³ ～30m ³ まで			92円	14円	
	31m ³ ～35m ³ まで				0円	
	36m ³ ～40m ³ まで			92円	11円	
	41m ³ ～50m ³ まで			103円	11円	
	51m ³ ～100m ³ まで			126円	136円	10円
	101m ³ ～300m ³ まで			150円	160円	10円
	301m ³ ～1000m ³ まで			182円	194円	12円
1001m ³ ～8000m ³ まで		191円	202円	11円		
8001m ³ ～		200円	210円	10円		

モデルケースでの改定額

改定(案)でのモデルケースごとの下水道使用料

(1ヵ月分、税込み)

モデルケース	汚水水量 (m ³)	現行 (税込)	改定案 (税込)	差額
単身世帯	5	639円	618円	-21円
一般家庭2名世帯	10	639円	684円	45円
一般家庭3名世帯	15	1,064円	1,157円	93円
一般家庭4名世帯	20	1,489円	1,641円	152円
一般家庭5名世帯	25	1,914円	2,125円	211円

※一人あたりの排出汚水量を5m³/月と仮定しております。